

# 私の英語学習法(2)

—ハーバード・ロースクール紙上留学断章—



会員 木村 進一

はじめに

序章

1. ハーバード・ロースクールの威容
2. 一年生の重みと重要性
3. ソクラテス方式
4. 敵との出会い (Meeting My Enemy)
5. Legal Methods program の開始
6. 判例との格闘始まる
7. “判例とは法律なり。”
8. コモンローとの出会い
9. インストラクターが教える米国の司法制度
10. 判例研究の目的
11. コモンローのむつかしさ
12. 法学教育のむつかしさ
13. 就職先の選定
14. ローファーム
15. ある違法侵入事件— Trespass の意味について

あとがき

追記

.....

はじめに

ペーパーバック版で『ONE・L』という作品がある。作者は弁護士兼作家の Scott Turow で、ハーバード・ロースクール一年生時代の体験記である。「ワンエル」とは、ロースクールの一年次の俗称である。しかし、著者(主人公)によれば、個人のプライバシーを守るため名前、背景、時にはその他の詳細部分は変えたと断わっている。

I have changed names, backgrounds, and sometimes other details, to avoid any potential sacrifice of their privacy.

私にはハーバード・ロースクールなど高嶺の花である。そこで、本書により同校に紙上留学を試みることにした。しかし、原作はペーパーバックながら分厚なものでとても全部のご紹介はできない。手許の原稿の前半一部ということで副題は「ハーバード・ロースクール紙上留学断章」とした。

学習方法は前回の『私の英語学習法』(Vol.55 No.7)を踏襲するものである。前回は英誌「TIME」の文章をベースにしたが、今回は本書『ONE・L』である。まず原文を読み、ここはと思う箇所を意識する。次に、訳された日本語を英訳する。この際原文の語句や表現を借用しても内容はあくまでも自分の考え、思想、概念として表現する心構えが必要で、日本英語教育の悪しき伝統“和文直訳英語”であってはならない。意味・概念から英語を起すという基本方針は前回以来一貫している。和文と英文の共通項は意味・概念だけであって字面ではない。word-to-word correspondence 英語は日本人英語の致命的欠陥と思っている。

主人公は作家でもあり、その流麗な英語には到底かなわないが、私の限度いっぱい英語で表現し直したのが【私訳】の部分で、「原文」は【原文】とした。【私訳】でも専門的な用語は勿論であるが、気に入った言い回しは借用させてもらった。私の学習のためである。

序章

## 1. ハーバード・ロースクールの威容

Preface に先立つ前置きで主人公は、ロースクールの威容に圧倒されて唯々混乱するばかりだ、と書いている。

【原文】 I am a law student in my first year at the law, and there are many moments when I am simply a mess.

ロースクールには人を圧倒する雰囲気があるらしい。それは、多分彼等を待ち構えている激しい競争と演習の脅迫観念からにちがいない。その位やらないと法運用のスキルは身につかないということであろう。

## 2. 一年生の重みと重要性

「ロースクールの第1年次はロイヤーを目指す者には試練開始の時機である。野球なら新人時代、海軍なら新兵時代に相当し、いずれも訓練、訓練にあけくれ

る時である。生きるためにはなにがなんでもロイヤーに必要な基本的スキルを修得しなければならない。」

【私訳】 The first year at the law schools is the time of trial and initiation. Just like the rookie year in baseball and boot camp in the navy, the students are drilled day after day, and must somehow master the basic skills of the profession in order to survive as lawyers.

【所感】 果たして、日本の法科大学院でプロ野球のファームでみるあの厳しい訓練 (drill) は可能であろうか。法廷活動では知識もさることながらスキルがものをいう。日本の現状は、相変わらず教養主義を標榜した知識偏重で、一種のモラトリアムのような気がするし、国民性からいってもスキル重視にはなじまないのではないかと、生徒も先生も。

「教室での競争は熾烈であり、授業はおそろしくむつかしく無限のように思われる。判例の読み方、法律論の構成、似たような様々な概念を識別し、たとえば禁反言、動産の占有回復訴訟という名状し難い法律用語を吸収しなければならない。」

【私訳】 The classroom competition is fierce, and the work is greatly difficult and seemingly endless. You must learn to read cases, to frame a legal argument, to distinguish between seemingly indistinguishable ideas, and you also must absorb the mysterious language of the law such as estoppel and replevin<sup>(1)</sup>.

【注】 replevin: 動産占有回復訴訟, 被差押動産取戻訴訟  
違法に占有侵奪された動産, または違法に留置された動産の占有を迅速に回復・取得するための訴訟。(『英米法辞典』東大出版会)

### 3. ソクラテス方式

「米国のロースクールの第1年次は全国的に統一される傾向にあり、一年生は基本科目として契約法、不法行為法、財産法、刑法、民法、民事訴訟法を学ばねばならない。指導方法も全国ほぼ同じである。重点はケース・メソッドで、学生は判例から法原理を演繹することが期待される。授業はいわゆる「ソクラテス方式」で学生は、各判例の印象についてくわしく質問される。」

【私訳】 The first year at American law schools tends to be uniform. Almost every first-year student is required to take the basic subjects, such as the law of Contracts,

Torts, Property, the Criminal Law, Civil Law, and Civil Procedure. The manner of instruction does not vary from place to place. Selected court cases are mainly studied from which students are expected to deduce legal principles, and the classes are usually conducted by the so-called “Socratic method,” in which individual students are interrogated in great detail about their impression of each case.

【注】 ソクラテス方式について『リーガル・エリートたちの挑戦』ダグラス・K・フリーマン著 (商事法務刊) は次のように説明している。

“ソクラテス・メソッドは1870年にハーバード・ロースクールの法学部長に就任したラングデル教授が生み出したものとされており、講義形式で学術書の暗記を重視した当時の法学教育に大革命をもたらす端緒になった。ラングデル教授は、法学を一つの科学と位置付け、法理論を学習するための科学的方法論として法源である判例を重視し、ソクラテス・メソッドを確立した。この方法によって判例の生成・発展の過程に内在する法理論を抽出し、それを将来生起する事象に適用する能力を磨くために、一方通行の講義からの脱却を図ったのである。今やソクラテス方式は米国学教育の基本的手法となっている。”

著者のフリーマン氏はコロンビア・ロースクール出身の弁護士で、書いていることはコロンビア大学でのことであるが、ハーバードとの共通点が多い。ソクラテス方式も一例である。この本も日米の法文化の違いを教えてくれる好著である。

しかし、このソクラテス方式については学生間に嫌悪感もあるようで、主人公の友人は次のような言葉を吐いている。

「ラングデル先生よ、地獄で朽ち果てよ (May he rot in hell.)」

「ソクラテス方式では教授が予告なしに学生を指名し、指名された学生は、たとえば、”訴訟原因について述べよ”と命じられることから始まる。学生は予め渡された判例メモの内容を口頭で述べる。ここからソクラテス式の質問が始まる。当の学生が裁判官が契約に違反の事実があることを発見したと言ったとすると、教授は契約のどの規定に、どういう違反があったのかを訊く。討論は発展し、論点は絞られていく。当の学生が答えに詰まると他の学生が無作為に選ばれ、

または挙手した者が指名されその点だけに代わって答えるか、ときには最後までその学生が答えることもある。しかし、やり方は教授によってかなり異なる。」

【私訳】 The Socratic discussion starts by the professor's appointing one student without notice, and asking, for example, to "state the facts of the case". He or she orally states the contents of a case brief previously handed out. This is the beginning of the Socratic interrogation. If the appointed student says that the judge found that the contract had been breached, the professor will ask what specific provision of the contract had been violated and in what manner. In this way the discussion proceeds and the issues are narrowed. If the student is unable to answer, another student may be selected at random or appointed from those who raised their hands. The substitute may simply answer what the previously appointed student could not, or may continue the discussion with the professor to the end. However, the classroom procedures differ widely from professor to professor.

ソクラテス方式には、seating chart (座席表) が不可欠で、これにより教授は質問の相手をクラス全体から自由に選べるようになってきている。いわゆる“代返”は絶対にできないようになってきている。聞いた話ではソクラテス・メソッドをとらない教授も最近は増えているとのことである。

#### 4. 敵との出会い (Meeting My Enemy)

主人公は級友達を敵と表現している。熾烈な競争を前提にしての言葉であろう。

ワン・エル(1L)と呼ばれる一年次学生は総勢550名。9月の新学期、先ず新人が集まり、1週間後には上級生(2L, 3L)が帰ってきて構内すべての授業が始まる。主人公は結婚しており、そのとき既にスタンフォード大学の大学院を出て3年間スタンフォード大学の英文学部の講師をしていた。彼の同級生の約5分の2は大学をでてから1年を経た者でその間なんらかの仕事をしておりなにもしなかった者はほとんどいない(few had wasted the time)。約20名程は法学以外の専門分野で修士か博士の学位をもっており、さらに多数が入学前すでに成功をおさめていた。発明家、建築家、科学調査研究員、農業者(farmer)、主婦、ビジネスマン、ソーシャル・ワーカー、大学助手、記者、軍人、

上級公務員など。学部出たての若い人もいたが、彼等はかなり優秀でそうした実務経験者にくらべ遜色はなかった。ロースクールに入るには全国共通試験(Law School Admission Test, LSAT)に合格しなければならないが、著者は800満点で749点だったという。日本の法科大学院でも「適性試験」の成績で足切りを行っている。米国のLSATを参考にしたといわれている。

【所感】この辺の英文は省略するが、ロースクール生の内「それまでの人生の時間を無駄にしてきた者はほとんどいない(few had wasted the time)」とあるが、日本の法科大学院生はどうだろうか。それまでの人生をnot wasted timeと自信をもって言える人は限られているのではないか。モラトリアムでは実戦に役立つロイヤーを鍛え上げることはできない。

#### 5. Legal Methods program の開始

Legal Methods programとは、著者によれば、an introductory supplement to the first-year curriculum. It runs for only ten weeks, and the instructor is a teaching fellow, instead of a member of the faculty.

要は、第1学年の年間カリキュラムの補足的なもので、10週間だけの開講である。指導は教授ではなくインストラクター(助手)がおこなう。主人公のインストラクターは、7年程弁護士をした後ハーバード・ロースクールで大学院の学位を目指して勉強しており、次の年には他の大学に行って法学教授になる予定だという。この法律基礎コースは、通常1クラス25名でおこなわれる。初日、インストラクターはLegal Methodsについて次のように説明した。

「諸君はこの法律基礎コースで実習によって法のスキルを学ぶのである。一つの事件で諸君みんなが弁護士を務めることになる。事件は、ある会社が従業員を解雇した。諸君は、その従業員から相談を受けた法律事務所の役割をやってもらうことになるだろう。」

【原文】 In the Legal Methods program you'll be learning skills by practicing them. Each of you will act as attorney on the same case. You'll assume the role of a law-firm associate who's been asked to deal with the firing of an employee by a corporation.

このLegal Methods programについて主人公は次のような感想を述べている。

「高度に虚構化された事件を通じて弁護士の仕事

の内容が、依頼人との面接、訴えの提起、略式判決申立の作成と立論などからなることが分かる。仕上げとして二人のベテラン弁護士による模擬法廷で彼等の訴訟の扱い方を学ぶ。用語として *deposition*, *interrogatories*, *summary judgment* などがでてくる。意味がよく分からなかった分この基礎コースはおもしろそうだった。」

【私訳】 Through those highly fictionalized cases, many aspects of a lawyer's work becomes apparent; that is, it includes a client interview, the filing of suit, preparing and arguing a brief for summary judgment. As the finish, the students learn the most realistic aspect by seeing how two experienced attorneys handle the suit in a mock trial. The instructor used the words "deposition", "interrogatories", "summary judgment", and so on. Perhaps, because of the vaguest idea about those words, this program sounded exciting.

「インストラクターは授業の終わりに第1回の宿題を手渡した。それは架空の法律事務所のボスからのメモと、アソシエイト弁護士に調べるように頼んだ判例 (case) からなっていた。ここにいう「判例」とは、裁判官が担当して事件についての公刊された判決で、そこには事件の概要と、事件までの経緯と、争点と、裁判官の見解である判決理由とが書いてある。裁判官が述べた判決理由書を「オピニオン」という。裁判官のオピニオンを含む判例がロースクール生にとっては生活の核になっている。」

【私訳】 The instructor handed out a first assignment at the end of class. It consisted of a memo from our imaginary law-firm boss and a case the boss had asked the associate to consult. The case here means the published report of a judge's resolution of a dispute which has come before him. A case report contains a summary of the facts, the process leading up to the lawsuit, the legal issues raised, and what the judge had said in resolving the matter. That portion of the case report in which the judge sets forth his views is called an opinion. Cases containing opinions form the core of a law student's world.

主人公は、米国のほとんどのロースクールでは依然としてケース・メソッドを採用しており、そのため学生は法を学ぶのに判例集を読み、授業で議論しなければならない、と述べている。

「その大半は控訴審の判決であるが、それには事実審裁判官によって判断された法律問題に対する弁護側の反論が絡んでいる。控訴審は、法律問題だけを扱っているなのでその判例は、弁護士が仕事上修得すべき論法を学ぶ上には格好の教材になっている。」

【原文】 Most of those are the decisions of appellate courts, designated higher courts to which lawyers carry their objections to some point of law ruled on by a trial judge, appellate opinions are considered especially apt tools for teaching students the kind of precise reasoning considered instrumental to a lawyer's work.

ある日民法の教授から宿題がでた。その内容は、「月曜日の授業に備えてボールドリッジ、ペリーニ共著『契約法判例集』の1～43頁まで読んでくること。さらに46頁のハーレー対エディングフィールド事件、および50頁のパウキーブシー買付サービス会社対パウキーブシー新聞会社も読んでくること。その際判例集と付録を忘れないように。資料は必ずすべて熟読すること」

【原文】 "For Monday's class, please read pages 1-43 in the casebook, Baldridge and Perini, Selected Cases in the Law of Contracts. Also, read, at page 46, the case of Hurley v. Eddingfield and the case of Poughkeepsie Buying Service, Inc. v. Poughkeepsie Newspaper Co. at p. 50. ... Do not forget to bring your casebook and supplement to class. Be certain to read all material CAREFULLY."

## 6. 判例との格闘始まる

「初めて判例を読みたが、地獄以上に厄介であった。」

【原文】 Tried tonight to read a case for the first time. It was harder than hell.

【注】 日記スタイルなので tried の主語「I」は省略されている。

「最初読み始めた時は、法律入門コースの宿題はやさしいと思った。ボスからのメモは素直なものであった。架空の法律事務所の依頼人の名は Jack Katz。長年レインコート・メーカーの監査役をしていたが、数ヶ月前解雇された。Katz を雇ったのは社長の亡くなった父親でかなり以前のことである。社長と Katz は会社の拡張計画で意見が対立していた。Katz が役員の一に彼の異論を伝えたところ首になったとのことで

ある。」

【私訳】 When I started to read the Legal Methods assignment, I thought it was easy. The memo from the boss was straightforward. A man named Jack Katz is our imaginary firm client. Katz, who worked for years as the comptroller for a company that makes raincoats, was fired a few months ago by the president of the company. The president is the son of the man, now dead, who hired Katz ages ago. The president and Katz differed about the expansion plan for the company. When Katz raised his objection to a member of the board of directors, the president told Katz to leave.

【注】 原告 Katz の在職中の役職は監査役である。原文は comptroller としている。前掲の英米法辞典によると、監査役のときのみ controller ではなく comptroller と m が入る。最後の “the president told Katz to leave.” は、原文では “the president showed Katz the door.” となっている。意味は分っても我々には使えない洒落た一句である。

主人公は、判例を読むことを次のように愚痴っている。

「Kats の判例は 4 頁ほどである。しかし、言葉の意味は半分も分からず、ブラックの法律辞典を 25 回も開かねばならなかった。それでも定義の多くは理解できなかつた。至るところになんのためにこんなものが書いてあるのかと思うような脚注や数字が出てくる。」

【私訳】 The case is as long as four pages. I couldn't understand at all what half the words meant. I had to consult Black's Law Dictionary twenty-five times, but nevertheless I couldn't grasp many of the definitions. There are many notations and numbers throughout the case whose purpose puzzles me.

## 7. “判例とは法律なり。”

「主人公は友人から判例の多くが即法律であると教えられて驚く。彼はそれまでは立法機関がすべて法律を作り、裁判官はただそれを解釈するだけだと思っていたのである。裁判官は同様の状況では他の裁判官がどのような裁いたかをみながら独自に判決する。これが “先例に従う” ということである。弁護士が法廷でする仕事の大半は、現在の事件をあの先例ではなくこの先例に似ていることを裁判官に説得しようとするこ

である。」

【私訳】 The author was very surprised to learn from a friend of his that most cases are the law. He had thought that the legislature makes the law and that judges merely interpret it. The judge decides the law on his or her own, referring to what other judges have done in similar circumstances. This is called “Following precedent”. Much of the attorneys' work in court is to try to convince the judges that the present situation is more like one precedent than another.

【所感】 ロースクールに行こうという主人公がどうして「法を作るのは立法府のみ」という思い込みをしてしまったのか不思議に思うが、主人公は、それは高校時代の教科である公民の指導のせい、あるいはテレビのせいだ (either in high-school civics or, more likely, from TV.) と弁解している。

## 8. コモンローとの出会い

主人公はこう述べている。

「裁判官が事件ごとに法をつくる制度をコモンローという。私は、ロースクールを志望した時点でそのことを知らず、大学のカタログに、ロースクールはコモンローが支配している地域ではどこでも実務につくことができるように弁護士を養成する、とあった意味が分からなかった。」

【私訳】 The system where judges make the law from case to case is called the “common law.” I had no idea about it, so when having applied to the law school, I had not understood what the School Catalog meant by saying that the law school prepares lawyers to practice “wherever the common law prevails”.

【所感】 ロースクールに入った主人公が、判例は法であるという自国の制度を知らなかったり、コモンローの意味を知らなかったりというのは驚きである。日本の法科大学院では考えられないことではないか。しかし、主人公は予備試験 LSAT で 800 満点中 749 点をとるような秀才である。こうなるとどういった性質の予備試験なのか興味が湧く。彼はそれまでスタンフォード大学院創作科の出身の作家で、3 年間同校の文芸創作の講師をしていた。日本で文学部出身の作家志望の青年に「日本における判例の意義について」とか、「コモンローとはなんぞや」と聞いても即答はできないと

思う。こういう人が、有名法科大学院に入れてもらえるだろうか。多分適性試験でふるい落とされるのではないか。しかし、「ロイヤーはなによりも先ず人間を知れ」という社会の期待や要請があることを考えると、日米どちらのシステムがそういう期待に応えられるか。私は米国に分があるように思える。ロイヤーにしても医者にしても人間としてのしっかりした素地が必要だと思っている。

主人公によると、コモンローは彼を圧倒し (prevail over him) 打ち負かせてしまった (beaten him back) のだそうである。

## 9. インストラクターが教える米国の司法制度

インストラクターは米国の司法制度を次のように説明している。参考になるので原文を添えてご紹介する。

「米国には 51 の独立した裁判組織がある。内訳は、各州に一つ、連邦政府に一つとなっている。そのほとんどが同一の仕組みになっており、三段階の審級制になっている。第 1 のレベルに事実審裁判所があり、ここでは単独の裁判官または陪審が事件の第 1 審の判決を行う。その上に控訴裁判所がある。構成は裁判官のみで、ここでは敗訴側は権利として事実審の記録を再審理し事実審判決の取消を求めることができる。最後に、州、連邦いずれにも上級レベルとして最高裁判所があり、ここでは控訴審の判決の内選ばれたものが再審理される。典型的には、最高裁判所は影響の大きい重要な事件だけ、または、争点となっている法律がとりわけ複雑で難解な事件だけを審理する。」

【原文】 There are fifty-one independent court systems in the country, those of each of the states and that of the federal government. Most of the systems, however, are constructed the same way, with three levels of ascending authority. On the first level are the trial courts, where a judge or a jury initially decides each dispute. Above, there are the appeals courts, composed only of judges, where all losers by right can seek review of the trial record and reversal of the trial decision. Finally, on the highest level in both the state and the federal systems, are supreme courts in which selective review is made of appellate decisions. Typically, a supreme court will hear only cases of broad significance or ones in which the law on point is especially murky.

【注】 原文では constructed the same way とあるが、私なら in the same way と in を入れる。印刷ミスなのか、または、ここはインストラクターの話で口語体であるから in はなしでよいのか、あるいは、最近の傾向として in なしで副詞的に使えるのかその点確かではない。

## 10. 判例研究の目的

「ハーバード・ロースクールはその他のロースクール同様全国的なロースクールである。それは、特定の州の法律を強調することはないことを意味している。その代わりに、全米国で起こった事件を比較することにより米国コモンローの全体的な推進力や、法的思考の典型的な方法および戦術に対するセンスを学生は習得することになっている。」

【原文】 Harvard Law School, like other law schools, is what's called a "national law school." That means that the laws of no one state are emphasized. Instead, by comparing cases from all over the country we are supposed to get a sense for the general thrust of American common law and the typical methods and strategies of legal thinking.

## 11. コモンローのむつかしさ

「判例法」の下では類似の事件には先例の法規範 (rule of law) が適用される。この場合法的安定性から類似の事件に適用される法規範は常に一つと考えられる。しかし、主人公は、「コモンローはわけがわからない (crazy)。事件はいろんな終わり方をする。したがって、すべての事件を無理やり統一することはできない。こんな例がある」と述べている。

【私訳】 The author confesses that common law is crazy, and cases go off in all directions. Nobody can conclusively tidy up all the cases. Here is an example.

その例とは、

「教授は、事実は同一でありながら相反する結論に至った二つの事件の相違点を指摘するように生徒に求めた。事件はいずれも二人の男の殴り合いの喧嘩事件であった。一つの事件では、男二人は相手側の殴打を原因に相手を訴えることが許された。他の事件では、裁判所は双方を加害者とみなしたため訴えを提起することを認めなかった。」

同じ事件なのになぜ正反対の結論になるのか。

【私訳】 We were asked to distinguish between two cases with identical facts but opposite holdings. Both cases were about two men's fistfight. In one case they were allowed to sue each other for battery, but in the other they were not because the court considered both to be "wrongdoers."

類似の事件でありながら異なる結論がでたことの根拠を生徒達は議論した。「学生達は、その根拠を、たとえば、一方の事件では武器がビンであり、他方はナイフであったとか、あるいは、昼間と夜間の違いではないか言ったが、どれも正鵠を得ていなかった。要は、これらの二件は異なった州で発生し、各裁判所は独自の見方で判断したに過ぎないということである。」

【私訳】 The students suggested various distinctions, such as bottles in one case, and knives in the other, and during the daytime in one case and at night in the other, but none of them were to the point. In short, the different courts simply decided the same question in different ways.

## 12. 法学教育のむつかしさ

主人公の述懐。「法学の教育には微妙なむつかしさがある。そのむつかしさとは、法的思考の基礎に関係するもので、授業では単に分析の方法や一連の規則だけではなくそれ以上のものを学ぶ。教授との議論では教授から質問を受け、あら探しもされるが、そうしている内に法律論議の戦略、すなわち、分析した結果を、裁判所を説得することができるような主張にまとめる方法をそれとなく学ぶことができる。分かったことは、そうした議論には根拠が必要であり、首尾一貫し、論理的に前進的でなければならないということである。何事も最初から当然というものはない。自分が個人的に強く感じたからといって立証したことにはならない。各教授は、信念の感情的な宣言では裁判官を揺るがすことはできないということを生徒達に印象づけようとした。」

【私訳】 The author said as follows:

There was a subtler difficulty in our education. The difficulty is related to the basis of legal thinking, and we learn more than a process of analysis or a set of rules. In our discussion with the professors, they questioned us and picked at what we said. In this process we were being tacitly instructed in the strategies of legal argument; in

other words, in formulating what we had analyzed in such a way as to make our contentions persuasive to the court. We saw that every argument was supposed to be reasoned, consistent, and progressive in its logic. Nothing was taken for granted; nothing was proven just because it was strongly felt. Each professor tried to impress upon us that we do not sway a judge with emotional declarations of faith.

## 13. 就職先の選定

主人公は一年生で就職はまだ先の話であるが、校内の就職シーズン到来の風景を描写している。参考までに【私訳】を添えてご紹介する。

「10月になると上級生の服装が男女共将来の職業的ロイヤーを意識して変わってくる。面接試験には雇用者が学校にやってきて2年生(2L)、3年生(3L)を対象に学校で行う。やってくる雇用者とは全国の法律事務所や政府機関の代表達である。2Lの生徒は民間の大手法律事務所の、たとえば書記などの見習口を見つけるのが目的であり、3Lの学生の多くは都市の大手法律事務所への永久就職の口を探すためである。面接に成功すれば卒業した夏に弁護士試験を終えて直ぐに就職する。」

【私訳】 October starts as most of the upper-year students begin to dress up to appear as professional lawyers. Employers come to the school and interview with the applicants, wherein the employers include representatives of law firms and government agencies from all over the country. The 2Ls try to look for temporary work such as clerks at big private firms. Most of the three-year students try to seek permanent jobs as associate attorneys in large urban law firms. If they succeed in the interview, they start their career after having taken the bar exam expected in the summer of their graduation year.

## 14. ローファーム

ローファームという言葉からは、エリート集団というプラスの評価より「エリートなるが故に人を人と思わない非情な連中」というマイナスの印象の方が強い。リーガル・サスペンス・ドラマの読み過ぎ・見過ぎかも知れない。しかし、ここではそういうことではない。主人公はローファームについて次のように書い

ている。

「ハーバードで面接を行う雇用者の大半は民間の大手ローファームだと主人公は書いている。主人公によると、ローファームとは、依頼人、利益、責任を分けてもつ弁護士集団である。医者がグループで開業しているのに似ている。規模もいろいろで二人事務所からニューヨーク、ワシントン、シカゴ、ロサンゼルスにある大ローファームの中には200人をはるかに超える弁護士を擁していたものもある。こうした事務所の弁護士は、パートナー（経営者の一人）とアソシエイト弁護士、すなわち給与弁護士からなっている。ハーバードで面接をおこなう事務所の大半は、米国最大の著名なローファームである。彼らの依頼人は、米国で最も富裕で強力な企業や個人で、高額な弁護士報酬が払える人達である。大手のローファームは通常時間当たり60ドルから100ドル、時には200ドルもの高額を請求する。」

【原文】 Most of the employers who interview at Harvard Law School are large private law firms. A law firm is a group of attorneys who share clients, profits, and responsibilities, very much like a group practice among M.D.'s. Firms range in size from two-man operations to the biggest in New York, Washington, Chicago, LA-some of which employ well over two hundred attorneys. The lawyers in firms are either partners - essentially part owners of the practice-or associates, salaried employees. The firms that interview at Harvard are among the biggest and best-known in the country, and their clients are often some of the wealthiest and most powerful businesses and individuals around-people who can pay for highly valued legal services. The big firms usually bill at between \$60 and \$100 an hour, and sometimes as high as \$200.

## 15. ある違法侵入事件— Trespass の意味について

(1) ある日教授が違法侵入をめぐる仮説の事件を提示し考えるように言った。事件とは、

「二つの鉄道会社 A と B が隣り合った通行権 (right of way) をもっていた。ある時 A 社の幹部が B 社の荒地になっている土地に線路の邪魔になる水を排水するための排水管を設置したが、これは違法進入になるか、という問題である。議論では絶対的な所有権の尊重を説いて、配水管は撤去すべきであると主張する者

と、公共の利益の優先を説いて撤去の必要なしと説く者に分かれた。教授はこの事件は実際にアイオワ州で起こった事件を基にしたものだと言って事件番号を黒板に書いた。」

【私訳】 There were two railroad Companies A and B which owned adjoining rights of way. One day Company A's representatives laid a drainpipe, without permission, on Company B's piece of waste land to drain water obstructing Company A's track. Is this a trespass? In an argument some students enthusiastically claimed that the trespass should not be permitted in view of the absolute property rights and the pipes should be removed. Others said that the social utility of a running railroad had priority over private rights, and therefore that Company A should be allowed to lay the pipes on Company B's land. The professor revealed that the hypothetical case was actually the fact situation of an old Iowa case, and wrote the case citation on the board.

【注】 trespass は不法行為 (tort) である。日常の英英辞典では enter illegally と説明しており、英米法の教科書は次のように説明している。

Trespass is an unjustifiable interference with possession. When any one enters another's land without justification, he commits the tort of trespass.

原文では、“Should A's representatives be allowed to trespass on the B's property” (A 社の幹部は排水のために B 社の土地に違法侵入することは許されるべきか) となり、奇妙に感じる人もいると思う。この場合は公共の利益の大義が違法侵入訴訟に対する抗弁 (defence for action of trespass) となるのでこの英文はおかしくないのだが、【私訳】では「他人の土地に排水管を無断で設置することは trespass になるか」とした。「無断」は原英文にはないが私の英文には入れた。

(2) 結論はどうなったか。

「A 社はその侵害行為に対し使用料の支払いを命じられたが、裁判所は排水管の撤去命令は拒否した。」主人公によれば、「そのアイオワ事件は nuisance (ニューサンス, 生活妨害) 法 (判例法) の先駆となった事件」だそうである。

【原文】 The trespassing company had to pay for use of the land, but the court refused to order the drainpipe removed. According to the author, the Iowa case had



begun the formulation of the contemporary law of nuisance.

【注】 Nuisance とはなにか。前掲の教科書によれば、

Nuisances are of two types: public and private. (中略)

Private nuisance is a tort and consists of unlawful interference with land or any right connected with land where a particular individual is affected. なお、public nuisance は不法行為 (tort) ではなく、犯罪 (crime) になる。

この判例に対する主人公やクラスの反応はどうであったか。

「全体的によい妥協だという受け取りがあったが、主人公は、結論は奇妙に思われた」と述べている。理由は述べていないが、財産権絶対の考えのようである。

【私訳】 The class generally accepted the outcome as a good compromise, but it seemed strange to the author.

応用問題

「宇奈月温泉事件」を英語で説明せよ。

著者 Scott Turow の文章に感服して見習っているだけでは能がない。著者のスタイル・調子に慣れたところで応用問題を一つ。

前記仮想アイオア事件は、原因は異なるが状況は宇奈月温泉事件に似ている。この事件はわが国の権利濫用事件のリーディングケースといわれるもので民法第1条3項の解説には必ず引用される大審院昭和10年の判決である。その事件の骨子を私が英語にしたものがあるのでご紹介する。平成16年3月に関西特許研究会の機関誌『KTK ニュース』に発表したもので、この英文は「日本語にまどわされない発想の転換が必要」というタイトルのもとで作成した課題の一つで、企業や特許事務所の特許実務担当者は勿論、知財専門を目指す法科大学院生ならこの程度の英文は原稿なしにすらすらと書けないと務まりませんよ、という警告の意を込めて出した課題である。

The Defendant had laid a duct on their own land from a spa far away for supply of hot mineral water to their resort hotel. The duct was as long as 7.5 km, partly passing over an ex curia landowner's piece of land of about 2 tsubo

(6.6 m<sup>2</sup>) in area. Later, the Plaintiff bought it from the landowner, and also bought an adjoining land. Then the Plaintiff sued the Defendant to seek an order for removing the duct from his land, or alternatively, for forcing them to purchase his whole land at a "seller's price", which was unreasonably high in the light of the land in question occupying only 2 tsubo (6.6 m<sup>2</sup>) in the whole area. The Great Court of Judicature dismissed the case against the Plaintiff on the ground of "abuse of rights".

【注】 The Great Court of Judicature は大審院のこと。ここでの Plaintiff (原告)、Defendant (被告) は第一審の原告、被告で、原告は個人、被告は法人(温泉会社)であった。この上告審では原告は上告人、被告は被上告人である。

## あとがき

本書は格式ばった米国ロースクールの解説書ではなく一人の法学生の日記風に書いた独白の記録だけに生々しい生活と意見がうかがえて面白い。書いている英語も作家兼法律家だけに文章としても、法律英語としても参考になった。いい英語に絶えず接して英語に対する自分の目線を上げていくことが大切である。

## 追記

米国のロースクールについては本誌 Vol.57 No.7 の特集「未来の弁理士像—ロースクール」で会員の龍野さんと日野さんが貴重な体験を披露しておられる。お二人が共通して取り上げられている米国ロースクールの授業の厳しさ・辛さは本文で紹介した主人公が告白する苛酷な授業風景と一致する。また、主人公がロースクール入学まで判例が法であることを知らなかったり、コモンローを知らなかったにもかかわらず予備試験 (LSAT) で高得点を取ったことに対し私は LSAT とはどんな性格、と疑問を呈したが、日野さんは「LSAT は知識を試すのではなく法律家としての適性を見る試験です。」として具体的に説明しておられる。納得である。果たして我々が法科大学院ではどうだろうか。

(原稿受領 2004.10.25)